

高野町立高野山こども園・子育て支援センター指定管理者募集要項

高野町は現在、運営中である高野町立高野山こども園及び高野町子育て支援センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）の申請に係る要項は次のとおりとする。

1 施設の概要

1-1 高野山こども園

- (1) 名称 高野山こども園（以下「こども園」という。）
- (2) 類型 保育所型
- (3) 所在地 高野町大字高野山26番地の2
- (4) 開設 平成26年4月1日
- (5) 規模 敷地面積 約4,025.78㎡
 建築面積 約980.85㎡
 延床面積 約848.34㎡
 園庭面積 約198.35㎡
 構造 木造1階建て
- (6) 定員 82名（2,3号認定70名、1号認定12名）

「子ども」とは、認定こども園法第2条第1項に規定する者をいう

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2、3号認定	3	6	13	16	16	16	70
1号認定				4	4	4	12
計	3	6	13	20	20	20	82

※参考 園児数（R6.4.1現在）

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2、3号認定	3	1	8	3	14	6	35
1号認定	—	—	—	0	0	0	0
在園児合計	3	1	8	3	14	6	35

1-2 子育て支援センター

- (1) 名称 高野町子育て支援センター（以下「支援センター」という。）
- (2) 所在地 高野町大字高野山26番地の2
- (3) 設置目的 地域の子育て親子の交流等を促進する場として、子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。
- (4) 定員 ア プレイルーム 親子10組程度とする。
 イ 一時預かり 高野町一時預かり事業実施要綱に基づく人数

- (5) 規 模 保 育 室 60.05㎡ (こども園の同一施設内に併設)
構 造 木造1階建て

2 管理の基準及び業務の範囲

2-1 こども園

(1) 管理の基準

管理の基準については、高野町立こども園設置条例第11条の規定に基づくものとします。なお、詳細事項については、「高野町立高野山こども園及び高野町子育て支援センター管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。また細目的事項については、町と協議の上、協定で定めることとします。

(2) 業務の範囲

業務の範囲については、以下のとおりです。なお、詳細事項については、仕様書を参照してください。

ア 認定こども園法第9条による教育及び保育の実施に関する業務、並びに高野町立こども園設置条例第13条の規定に基づく業務

イ 前号に掲げるもののほか、こども園の運営に関して町長が必要と認める業務

2-2 支援センター

(1) 管理の基準

管理の基準については、「地域子育て支援拠点事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第18号)」に規定に基づくものとします。なお、詳細事項については、「高野町立高野山こども園及び高野町子育て支援センター管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。また細目的事項については、町と協議の上、協定で定めることとします。

(2) 業務の範囲

業務の範囲については、以下のとおりです。なお、詳細事項については、仕様書を参照してください。

ア 「一時預かり事業実施要綱(平成27年7月17日雇児発0717第11号)」及び「高野町一時預かり事業実施要綱」規定に基づく業務

イ 前号に掲げるもののほか、こども園の運営に関して町長が必要と認める業務

3 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。期間は町議会での議決により、正式に指定期間となります。

4 管理運営に必要な経費等

4-1 こども園

協定業務の遂行に必要な経費として、子ども・子育て支援法による特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等(公定価格)を基礎として、各年齢区分の子どもの総数により算出された額を指定管理料として支払うものとします。

また、上記公定価格を基礎とした指定管理料に加え、その他こども園の運営に要する費用を指定管理料に含めて支払うものとします。

なお、運営に要する費用以外に生じた費用については、指定管理者が負担するものとします。

4-2 支援センター

支援センター業務の遂行に必要な経費として、子ども・子育て支援交付金交付要綱の地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業に準じた額を指定管理料の上限として支払うものとします。

このため、職員配置状況、開所日数等の事業規模に変更が生じる場合があります。

5 支払い方法及び会計処理

(1) 支払い方法等

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に指定管理者からの請求に基づき支払うこととします。なお、支払いの方法、回数等については町と指定管理者が協議の上、定めるものとします。

また、こども園及び支援センターについて、それぞれ個別に支払うこととし、両施設の指定管理料はそれぞれ専用の口座により管理するなど、会計の明確化を図ることとします。

(2) 会計処理

会計処理については、(注)「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号)によることとします。学校法人にあつては、(注)学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)によることとします。

6 自己評価・外部評価・アンケートの実施について

(1) 指定管理者は利用者の視点に立った自己評価、外部評価等を行い、その結果を公表することにより、教育及び保育の質の向上に努めるものとします。

(2) 利用者の意見や要望を把握するため自らの責任と費用により、定期的（最低年1回）な保護者満足度調査として保護者アンケートを実施することとし、調査項目、内容、実施方法、仕様等については、指定管理者が自由に設定できるものとします。

7 報告書の提出、管理運営の評価・指導等について

指定管理者は毎年度運営状況報告書を事業終了後20日以内（ただし、指定の取消しを受けたときは、その日から起算して20日以内）に、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定による事業報告書は毎年事業終了後30日以内（ただし、指定の取消しを受けたときは、その日から起算して15日以内）に町に提出することとします。町は指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果を指定管理者に通知するとともに、改善が必要な場合は書面で指導を行うものとします。

その場合、指定管理者は指導事項の対応策を「改善計画書」として取りまとめ、町に提出するとともに、改善に全力で取り組まなければならないものとします。

8 指定の取消し等

- (1) 指定管理者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すものとします。
- (2) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すものとします。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 業務の改善指示に従わない場合等、指定管理者の責めに帰するような事由がある場合、町は指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

9 関係法規の遵守

業務の遂行にあたり関連する法規がある場合は、それを遵守し、こども園の設置目的に沿った適切な管理運営を行うこととします。

特に、次に掲げる法令等には十分注意してください。なお、指定管理期間中に子ども・子育て支援法(令和24年法律第98号)及び関連法が施行された場合はその内容を遵守してください。

- ① 地方自治法
- ② 地方自治法施行令
- ③ 児童福祉法及び同法関係法令
- ④ 子ども・子育て支援法及び同法関係法令
- ⑤ 児童福祉施設の設置及び運営に関する基準
- ⑥ 学校教育法
- ⑦ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- ⑧ 高野町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例
- ⑨ 高野町立こども園設置条例及び同条例施行規則
- ⑩ 高野町行政手続条例
- ⑪ 高野町個人情報保護に関する法律
- ⑫ 高野町情報公開条例
- ⑬ 保育所保育指針
- ⑭ 幼稚園教育要領
- ⑮ 和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑯ その他管理運営に適用される法令

10 応募資格

- (1) 指定管理者に応募することのできるものは、社会福祉法人、又は学校法人の法人格を有し、かつ令和6年4月1日現在、こども園、保育所、又は幼稚園の運営を行っている者(以下「法人」という。)であること。
- (2) 法人又はその代表者等が次の各号に該当しないこと。

また、協定締結までの期間に該当することとなった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

- ア 法律行為を行う能力を有しないもの
- イ 法人の役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいること
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するもの
- エ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本町又は他の地方公共団体から指定を取り消されたもの
- オ 法人税等を滞納しているもの
- カ 高野町から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団等排除措置にかかる合意書に基づく排除措置を受けているもの

1.1 応募書類

応募にあたっては、下記に掲げる書類を提出してください。なお、各書類の説明については、「提出書類一覧（別紙1）」を参照してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式①）
- (2) 事業計画書（様式②）
- (3) 収支計画書（様式③）
- (4) 直近2事業年度分の貸借対照表及び損益計算書またはこれらに類する書類
- (5) 当該事業年度の法人等の事業計画書、収支計算書
- (6) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類
- (7) 法人として指定管理申請の決定を記載した書類
- (8) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (9) 法人の概要を記載した書類
- (10) 国税、県税、町税、消費税及び地方消費税の完納証明書又は納税証明書
- (11) 現在運営している保育園・幼稚園の施設の状況に関する書類
 - ア 現在運営している施設の概要書
 - イ 令和4年度・5年度指導監査結果表（学校法人にあつては直近のこれらに準ずる書類）
 - ウ 園規則又は管理規程、経理規程並びに就業規則（人事規則）及び非常勤就業規則
 - エ 園のしおり又はパンフレット
 - オ 園だより等家庭向け情報提供書類（直近のもの）
 - カ 令和6年度保育目標
 - キ 令和6年度年間保育指導計画
 - ク 日案などの短期的な保育計画（0歳、2歳、5歳児の直近のもの）
 - ケ 令和5年度職員研修実績（研修名、参加人員）

1.2 応募書類の提出部数

正本1部及び副本10部

1.3 応募書類の提出に当たっての留意事項

- (1) 応募書類は日本工業規格のA4の大きさとし、ただし、やむを得ないものについては、その他の規格の使用を認めることとし、
- (2) 応募書類の内容は、労働基準法等関係法令を遵守してください。
- (3) 提出期間後の応募書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- (4) 提出された応募書類は、指定管理者の選定以外には原則として使用しません。
- (5) 提出された応募書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (6) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (7) 応募書類の提出にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。
- (8) 提出された応募書類は返却しません。
- (9) 提出された書類の著作権は、作成団体に帰属します。ただし、指定管理者の指定に関する公表等に必要な場合は、その提出書類の全部又は一部を使用することができるものとします。
- (10) 提出された応募書類は、高野町情報公開条例に基づき開示する場合があります。

1.4 応募の手続き

応募の手続き及び指定管理候補者選定スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項の配布	令和6年6月24日(月)～令和6年7月12日(金)
イ 現地説明会	令和6年7月16日(火) 午後1時30分～
ウ 募集要項等に関する質疑受付	令和6年7月16日(火) ～令和6年7月22日(月) 午後5時まで
エ 質疑に対する回答	令和6年7月26日(金) 午後1時 現地説明会参加法人にeメールで送付します。
オ 応募書類の受付	令和6年7月26日(金)～令和6年8月16日(金)
カ 書類審査	令和6年8月下旬予定
キ 応募者によるプレゼンテーション	令和6年9月下旬予定
ク 選定委員会による選考	令和6年10月下旬予定
ケ 指定管理候補者の決定	令和6年10月下旬予定
コ 指定管理者の指定(町議会議決)	令和6年12月上旬予定

(1) 応募スケジュールの具体的内容

ア 募集要項の配布

(募集要項は町ホームページからもダウンロードできます。<https://www.town.koya.wakayama.jp/>)

1. 配布期間 令和6年6月24日(月)から7月12日(金)まで(土・日・祝日を除く。)
2. 配布時間 午前9時から午後5時まで
3. 配布場所 高野町役場 介護福祉課

イ 現地説明会（申請される場合は、必ず出席してください。）

1. 日 時 令和6年7月16日（火）午後1時30から
2. 場 所 高野町保健福祉センター
3. 内 容 募集要項及び仕様書の説明、高野山こども園地見学
4. 参加申込 説明会に参加される場合は、参加カード（P19）にご記入のうえ、
令和6年7月12日（金）までにお申込みください。

ウ 募集要項等に関する質疑受付

募集要項その他配布資料に関する質疑を次のとおり受け付けます。

1. 受付期間 令和6年7月16日（火）から令和6年7月22日（月）まで
（午前9時から午後5時まで）
2. 受付方法 質疑がある場合には、質疑票（P18）を持参又はFAX、eメールで送付してください。なお、届いているかどうかの確認を電話により必ず行ってください。
電話、来訪など口頭による質疑は受け付けません。

エ 質疑に対する回答

令和6年7月26日（金）午後1時に現地説明会参加法人にeメールで送付します。

オ 応募書類の受付

- ①期 間 令和6年7月26日（金）から令和6年8月16日（金）まで
（土・日曜日を除く。）
- ②受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く）
- ③提出方法 応募書類等の提出は持参のみとします。
- ④提 出 先 高野町役場 介護福祉課

〒648-0281

和歌山県伊都郡高野町大字高野山636番地

TEL：0736-56-2933 内線134

FAX：0736-56-4745

1.5 指定管理候補者の審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定にあたっては高野町指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置します。

選定委員会の審査、意見を受けて高野町が指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

ア 審査方法

- ① 提出された応募書類について、書類審査を行います。
- ② 必要に応じて選定委員会委員及び町担当者が応募者の運営する保育所等の視察調査を行います。なお、この場合、写真・ビデオ撮影をする場合があります。
- ③ 応募者によるプレゼンテーションを実施します。なお、プレゼンテーションに関する詳

細事項については、後日通知することとします。

④ プレゼンテーション終了後、選定委員会による審査を行います。

イ 提案内容の審査

選定においては次表の審査基準により行う予定ですが、今後変更する場合があります。

審 査 基 準	
1	こども園での適切な教育・保育の提供能力について
2	指定管理業務を安定して行う能力について
3	子育て支援及び地域との連携について
4	給食について
5	こども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制について
6	円滑な引継ぎ保育の確保等について
7	指定管理の申請理由、発達支援保育等について

なお、具体的な審査基準は「別紙2」のとおりですが、今後変更する場合があります。

ウ 最も高い合計得点を獲得した応募者が2者以上あるときは、選定委員会で指定管理候補者を選定します。

(2) 無効又は失格

申請者が次の事項に該当する場合は無効又は失格となる場合があります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの

オ 本件の関係者に対し不当な接触等が認められるとき

カ その他、本要項に定める基準等を満たしていない場合、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められるもの

(3) 選定結果のお知らせ

応募者全員に速やかに文書にてお知らせします。また町民への公表については令和6年12月町議会議決後（12月上旬）となります。

1.6 指定管理者の指定と協定の締結

(1) 指定管理者の指定と協定の締結

選定の結果、町が定める基準点以上の最も優秀な提案を行った申請者に対し、町長は管理運営にあたって細目を協議します。

指定管理者候補者は、令和6年12月高野町議会定例会の議決を経て指定管理者に指定されます。指定がなされた後、町と管理運営に関する協定を締結します。

(2) 管理に関する責任分担

協定締結にあたり、町が想定する主な責任分担の方針は仕様書の別表2「リスク分担表」とおりです。これらの事項は、帰責事由の所在が不明確になりやすい項目について、その基本的な考え方を示したものです。

1.7 事業の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、町は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができますものとしします。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、町は指定管理者の指定を取り消すことができますものとしします。その場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとしします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なくこども園の管理運営を遂行できるよう、引継ぎを行うものとしします。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由によらない場合

災害その他の不可抗力等町及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、管理運営の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとしします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に文書で通知することにより協定を解除できるものとしします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なくこども園の管理運営を遂行できるよう、引継ぎを行うものとしします。

1.8 その他

本要項中の（注）国通知、省令等については、最新のものを適用します。

1.9 問合せ先及び各種書類の提出先

〒648-0281

和歌山県伊都郡高野町大字高野山636番地

高野町役場 介護福祉課

TEL：0736-56-2933（直通）

FAX：0736-56-4745

E-mail：fukushi@town.koya.wakayama.jp

別紙 1

提出書類一覧

(1)	指定管理者指定申請書	様式①
(2)	事業計画書	こども園事業計画書 (様式②)
(3)	収支計画書	こども園管理運営に係る収支計画書 (様式③)
(4)	直近 2 事業年度分の貸借対照表及び損益計算書またはこれらに類する書類	直近 2 事業年度分の実績。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録
(5)	当該事業年度の法人等の事業計画書、収支計算書	今年度分
(6)	定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本	
(7)	法人として指定管理申請の決定を記載した書類	
(8)	役員の名簿及び履歴を記載した書類	
(9)	法人の概要を記載した書類	団体の組織及び運営に関する事項 (本部及び事務所所在地)、職員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績等) を記載した書類
(10)	完納証明書又は納税証明書	国税、県税、町税、消費税及び地方消費税の完納証明書又は納税証明書
(11)	現在運営している施設の概要書	
	令和 4 年度・5 年度指導監査結果表 (学校法人にあつては直近のこれに準ずる書類)	
	園規則又は管理規程、経理規程並びに就業規則 (人事規則) 及び非常勤就業規則	
	園のしおり又はパンフレット	
	園だより等家庭向け情報提供書類 (直近のもの)	
	令和 6 年度保育目標	
	令和 6 年度年間保育指導計画	
	日などの短期的な保育計画 (0 歳、2 歳、5 歳児の直近のもの)	
令和 5 年度職員研修実績 (研修名、参加人員)		

別紙2

高野町立高野山こども園・子育て支援センター指定管理者審査基準

審査項目	審査内容
1 こども園での適切な教育・保育の提供能力について	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の運営についての理解度はどうか。 ・適切な教育、保育が確保される内容か。
① 教育・保育の理念及び保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園経営にふさわしい法人の理念をもっているか。 ・経営実態は健全か。
② 法人の状況（定員、履歴、役員名、概況）	
2 指定管理業務を安定して行う能力について	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員配置体制となっているか。 ・緊急事態に対応可能な体制となっているか。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。
① 管理運営（人員配置等）及び人材育成体制、研修実績	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 ・類似施設の経営状況は良好か。
② 法人の財務状況及び類似施設の経営状況	
3 子育て支援及び地域との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・必須事業である子育て支援事業に対する考え方はどうか。
① 子育て支援事業の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関との連携はどうか。
② 地域との連携	
4 給食について	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の取組みは適切か。 ・アレルギー食への対応は適切か。
5 こども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画が適正な管理運営を行える計画となっているか。 ・経費縮減のための工夫を考えているか。
① 運営の収支計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・危機、安全、衛生、健康管理並びに苦情対応の取組みは適切か。
② 危機、安全、衛生、健康管理並びに苦情対応について	
6 円滑な引継ぎ保育の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所の引継ぎについての方法はどうか。 ・開園当初の保育をスムーズに行うための手法はどうか。
① 引継ぎ保育の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の嘱託・臨時職員を引き続き雇用する努力をしているか。
② 現在の嘱託・臨時職員の雇用について	
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定を申請した理由 ・発達支援保育の考え方はどうか。
① 指定管理の申請理由、発達支援保育について	

※選定委員会の協議により変更する場合があります。

様式①

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

(あて先) 高野町長

所在地

申請団体名

代表者氏名

印

連絡先 (電話)

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

高野町立 高野山こども園
高野町子育て支援センター

(添付書類)

別紙 1 提出書類一覧表のとおり

添付書類（様式②）

高野町立 高野山こども園・子育て支援センターの指定管理に関する事業計画書

令和 年 月 日

1. 法人の概要

法人名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
法人所在地			
担当者名		電話番号	
FAX番号		E-mail	
資本金	千円	従業員数	人（令和 年 月 日現在）

2. 主要出資者名

出資者名	出資金額	出資率
		%
		%
		%
		%

3. 事業履歴

(1) 現在運営している園

園の名前	所在地	運営開始年月	
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月

(2) 受託事業部門に関する実績

事業を行った時期・期間	主要な施設名、事業内容
令和 年 ～ 現在 (年間)	施設名： 事業内容：

(3) その他の部門での主要な事業実績

事業を行った時期・期間	主要な施設名、事業内容
令和 年 ～ 現在 (年間)	施設名： 事業内容：
令和 年 ～ 現在 (年間)	施設名： 事業内容：
令和 年 ～ 現在 (年間)	施設名： 事業内容：
令和 年 ～ 現在 (年間)	施設名： 事業内容：

4. 事業計画

(1) 指定管理者の指定を申請した理由

(2) 教育・保育運営の理念

(3) 子育て支援事業の取り組みについて

(4) 現在の運営園での給食の実施と高野山こども園での給食実施の考え方

(5) 人材確保・育成の考え方

(6) 発達支援保育及び発達特性に応じた保育の考え方

(7) こども園を通じた地域との関わり方

(8) 危機・安全・衛生・健康管理に関する考え方

(9) 幼稚園・保育園の引継ぎ及び開園当初の対応についての考え方（引継ぎ保育及び開園当初の対応の手法についての提案してください。）

(10) 苦情対応の体制

(11) その他特記事項

添付書類（参考様式③）

高野山こども園・子育て支援センターの指定管理に関する業務の収支計画書（令和 年度）

（単位：千円）

項 目	金 額	内 訳	備 考
収入合計（A）			
支出合計（B）			
収支(A)－(B)			

※ 1年間（12か月）の収支を記入してください。

高野山こども園・子育て支援センター募集要項及び仕様書等に対する質疑票

令和 年 月 日

質 疑 項 目	
質 問 内 容	
法 人 名	
所 属 ・ 担 当	
T E L	() -
F A X	() -
e メ ー ル	

※質疑は1項目ずつ別紙として下さい。

回 答 ※記入しないこと	
-----------------	--

質疑受付期限：令和6年7月22日（月）午後5時

回答：令和6年7月26日（金）午後1時

令和6年7月16日開催 高野山こども園・子育て支援センター指定管理者説明会

参加者カード

法人名			
代表者名			
法人所在地			
参加者名			
電話番号		FAX 番号	
e-mail			